

2025年10月10日 全8頁

働く低所得者の負担を軽減する 「社会保険料還付付き税額控除」の提案

追加財政負担なしで課税最低限（年収の壁）178万円達成も可能

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太

[要約]

- 2026年度税制改正に向け、課税最低限（年収の壁）のさらなる引上げや、給付付き税額控除の制度設計につき検討が進むと予想される。
- 本レポートでは、現状の徴税インフラを前提に、現役世帯を中心とした低所得者支援策を簡素に実施できる施策として、「社会保険料還付付き税額控除」を提案し、家計および財政への影響試算を行う。具体的には、全ての納税者に一律の税額控除を付与し、税額控除額が所得税額を上回る者は、差額につき労働所得に係る社会保険料の範囲で、年末調整または確定申告時に還付（給付）を受けられるものとした。
- 本レポートの試算では、所得税の基礎控除を廃止し5.65万円の「社会保険料還付付き税額控除」を新設した場合、所得税の課税最低限は178万円であり、所得税の増税分と給付分がそれぞれ年0.7兆円となり、財政中立で実施できると分かった。
- 社会保険料還付付き税額控除を導入すれば、制度設計によっては、比較的所得が高い者に負担を求めつつ、大きな財政負担なしに課税最低限の引上げと低所得者支援を行うことができる。また、社会保険加入時の手取り額の減少幅を小さくでき、短時間労働者の働き控えの抑制と社会保険への加入推進を図ることもできる。

[目次]

1. 背景と問題意識
2. 「社会保険料還付付き税額控除」の制度設計案
3. 具体案と試算結果
4. おわりに

1. 背景と問題意識

適切な低所得者支援策のあり方

自由民主党・公明党・国民民主党の3党は、所得税の課税最低限（年収の壁）につき「178万円」を目指して引き上げることに合意しており、2025年度税制改正では、160万円までの引上げが行われた。一方、自由民主党・公明党は、立憲民主党と「給付付き税額控除」の制度設計につき協議を進めている¹。所得控除の拡大ではなく、一律の税額控除の導入によっても課税最低限が引き上げられるため、2026年度税制改正では、税額控除も含めて低所得者支援策が検討されると考えられる。

次の図表1は、低所得者支援策としての減税や給付の特徴を比較したものである。

	一律の所得控除	通減型所得控除	(給付無しの) 税額控除	給付付き 税額控除	給付	社会保険料 還付付き税額控除
高所得世帯への 減税・給付の抑制	×	○	○	○	○	○
仕組みの 分かりやすさ	○	×	○	○	○	○
所得税額の少ない 世帯への支援	×	×	×	○	○	○
現役世帯中心の 対象設定	○	○	○	×	×	○
事務負担の軽さ	○	○	○	×	△ 自治体負担が 大きい	○

(出所) 大和総研作成

全ての納税者に一律の所得控除を与えることで課税最低限を引き上げると、所得控除額×税率＝減税額となるため、高所得世帯ほど減税額が多くなり財政負担が膨らむ。そこで、2025年度税制改正では、限界税率が高い者ほど「基礎控除」の引上げ幅を小さくする「通減型所得控除」を採用し、高所得世帯への減税を抑えたが、納税者にとって分かりにくい制度となった²。

給付付き税額控除は、税額控除額を所得税額等から控除しきれない世帯に差額の現金給付を行うものである。通減型所得控除よりは納税者にとって分かりやすい制度となるが、制度設計や事務負担が課題となる³。

¹ 自由民主党の高市早苗新総裁は、就任記者会見において「給付付き税額控除」について党内での議論を始めよう指示する考えを明らかにしている（2025年10月4日付日本経済新聞 電子版記事による）。

² 詳細は、是枝俊悟・平石隆太・山口茜「『103万円の壁』と党修正案の家計とマクロ経済への影響試算（第5版）」（大和総研レポート、2025年3月19日）を参照。

³ 岸田政権時の2024年に実施された定額減税と給付の組み合わせをある種の「給付付き税額控除」と捉えることもできるが、「二重取り」の発生や、企業や自治体等の事務負担などが問題となった。

また、現在の所得税・住民税の制度上、所得や課税ベースの計算上で控除額が大きい年金生活者は課税対象になりにくい。このため、所得制限付きの現金給付を実施すると、対象の多くが高齢者になることが想定され、「低所得層支援を掲げて繰り返す住民税非課税世帯へのバラマキは大半が裕福な高齢者に届き、格差を拡大する⁴⁾」との指摘もある。

本レポートでは、これらの問題意識を踏まえ、事務負担が小さく納税者にとって分かりやすい、現役世帯を中心とした低所得者支援策として社会保険料還付付き税額控除を提案する。

諸外国の給付付き税額控除の実施例と類型

図表 2 に、諸外国の給付付き税額控除の実施例と類型を示した。現在の日本の政治課題としては、社会保険料の負担軽減⁵⁾や消費税の逆進性対策⁶⁾が挙げられており、オランダで実施されている社会保険料負担軽減税額控除や、カナダやニュージーランドで実施されている消費税逆進性対策税額控除を参考に社会保険料還付付き税額控除を制度設計することが考えられる。

給付付き税額控除の類型としては、他に児童税額控除や勤労税額控除もあるが、これらは日本で既に実施している他の社会保障制度（児童手当、児童扶養手当、生活保護制度など）との位置づけの整理が必要であることや、公平な制度実施のために資産や資産性所得のより正確な捕捉が前提として必要と考えられる。本レポートでは、既存の所得捕捉や社会保障制度の枠組みの中で実施できる給付付き税額控除として、納税者本人の税・社会保険料負担を考慮した社会保険料還付付き税額控除を検討する。

図表 2：諸外国の給付付き税額控除の実施例と類型

	類型	導入国の例	目的・制度設計	社会保険料還付付き税額控除の目的との整合性
①	社会保険料負担軽減税額控除	オランダ	低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和するもの。控除は税と社会保険料の合計の範囲までで、給付は行わない。	目的に合っている（制度実施に合わせて、消費税の軽減税率を廃止することも考えられる）
②	消費税逆進性対策税額控除	カナダ、ニュージーランド	消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所得税額から控除し、控除しきれない場合給付する。	
③	児童税額控除	米国、英国、カナダ	比較的低所得の子育て世帯への支援のため、子どもの人数や、ひとり親/ふたり親等の世帯状況に応じて、税額控除を与えるもの。	子ども数や世帯類型に応じた加算を設けることも考えられるが、児童手当や児童扶養手当等も含めた再編が必要
④	勤労税額控除	米国、英国（注）	「低所得層の所得保障と就労支援を図るもの。就労収入が増えるほど手取りが増える制度設計とすることで、就労による自立を促す。	制度設計には生活保護制度等も含めた再編が必要

（注）英国の制度は給付だが、税負担を考慮した給付額としているため給付付き税額控除の一類型とされる。（出所）森信（2024）、橋本（2010）、島村（2014）をもとに大和総研作成⁷⁾

⁴⁾ 北尾早霧「時代遅れの政策、転換が必要」（2025年1月9日付日本経済新聞朝刊27面「経済教室」）を参照。

⁵⁾ 日本維新の会や国民民主党などが社会保険料の引下げを主張している（2025年参議院選挙の政策集を参照）。

⁶⁾ 立憲民主党は、食料品にかかる消費税負担額を踏まえて給付付き税額控除を設計することを主張している（2025年参議院選挙の政策集を参照）。

⁷⁾ 森信茂樹（2024）「ベーシックインカムと給付付き税額控除—デジタル・セーフティネットの提言—」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』第157号 pp. 4-31、橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」会計検査院『会計検査研究』第41号 pp. 35-53、島村玲雄（2014）「オランダにおける所得税

2. 「社会保険料還付付き税額控除」の制度設計案

本レポートでは、次の図表3の通り「社会保険料還付付き税額控除」を提案する。

ポイントは、社会保険料還付付き税額控除と名付けたが、実際には納税者が日本年金機構や健康保険の保険者などに支払った社会保険料そのものを還付するのではなく、納税者が支払った社会保険料に相当する金額の範囲内で一般会計予算から現金給付する仕組みだということである。これにより、社会保険の領域での事務や財政計算には影響が及ばない。

図表3：「社会保険料還付付き税額控除」の制度設計案

- 全ての納税者に対して、所得税につき一定額の税額控除を付与する
- 税額控除額を所得税額から引ききれない場合、年末調整または確定申告時に「労働所得に係る社会保険料」^(注1)の範囲内で給付を行う^(注2)
- 上記の給付があっても、その者の社会保険料納付実績には反映させず、社会保障給付には影響を及ぼさない

(注1) 国民健康保険、国民年金、介護保険（第1号被保険者）、後期高齢者医療制度の保険料については、事業所得や給与所得など労働に係る所得がある者のみを対象とする。

(注2) 年末調整時の従業員への給付は事業主を通じて行う。年末調整時に全従業員の源泉所得税の総額がマイナスになった事業主には、所轄の税務署より給付を行う。

(出所) 大和総研作成

一般的な「給付付き税額控除」では、所得税額等から税額控除額を引ききれない場合に現金の給付が行われるが、社会保険料還付付き税額控除では、現金給付の範囲を「労働所得に係る社会保険料」と同額までとする。

被用者保険（健康保険・厚生年金）に加入する者が負担する社会保険料は、少なくとも年14万円程度はあるため、税額控除の金額をそれ以下に設定すれば、労働所得がある者にとって、社会保険料還付付き税額控除は給付付き税額控除と同様の効果を持つ。

他方、主に年金や資産所得、資産の取り崩しを収入として生活する者の場合は、「労働所得に係る社会保険料」がないため、社会保険料還付付き税額控除による給付を受けることができない。これにより、資産所得も含めた所得の正確な把握を行わなくとも⁸、現役世帯を中心に給付することができる。

労働所得がある者は、通常、年末調整か確定申告を行う。このため、年末調整か確定申告のいずれかにおいて社会保険料還付付き税額控除を実施すれば、制度実施による事務負担を最小

と社会保険料の統合の意義について—1990年改革を中心に」、日本財政学会『財政研究第10巻「社会保障・税一体改革」後の日本財政』pp. 163-180

⁸ 現在のところ、源泉分離課税の対象となる預貯金の利子や、納税者が確定申告を選択しない上場株式の譲渡所得や配当などを含めた個人の総所得を国が捕捉する仕組みはない。

限に抑えることができる⁹。

3. 具体案と試算結果

試算の前提

本レポートでは、次の図表 4 の通り、所得税の課税最低限、基礎控除の税額控除化、社会保険料の還付に相当する給付の有無それぞれにつき 2 ケースずつ、計 8 ケースにつき財政および家計への影響の試算を行った。

図表 4：本レポートの試算の前提

■ 試算の要素

所得税の課税最低限 ^(注1)	178万円 or 203万円
基礎控除の税額控除化 ^(注2)	特例上乗せ分(58万円超過分)のみを税額控除化 or 全額を税額控除化
社会保険料の還付(相当の給付)	あり or なし

■ 検討したパターン

課税最低限	基礎控除の税額控除化	還付の有無
178万円	上乗せ分のみ(税額控除2.75万円) ⇒基礎控除58万円+税額控除2.75万円	なし
		あり
	全額(税額控除5.65万円) ⇒(所得控除としての)基礎控除0+税額控除5.65万円	なし
		あり
203万円	上乗せ分のみ(税額控除4万円) ⇒基礎控除58万円+税額控除4万円	なし
		あり
	全額(税額控除6.9万円) ⇒(所得控除としての)基礎控除0+税額控除6.9万円	なし
		あり

(注 1) ここでの課税最低限は、基礎控除、給与所得控除の最低保証額 (65 万円)、税額控除額を最低税率 (5%) で割り戻した額の合計により求めた。

(注 2) 住民税については特に制度変更を行わない。

(出所) 大和総研作成

所得税の課税最低限は、国民民主党が主張してきた「178 万円」のほか、立憲民主党が主張する「1 人 4 万円の税額控除」を与えた場合に実現される「203 万円」の 2 ケースを設定した¹⁰。課税最低限は、一般的に、給与所得控除の最低保証額 (2025 年現在 65 万円) と基礎控除の最高額 (同 95 万円) の合計により表され、2025 年現在 160 万円である。基礎控除は原則 58 万円としつつ、2025 年および 2026 年の特例として、給与年収に換算して年収 850 万円以下の者

⁹ 是枝俊悟「[社会保険料還付つき税額控除の提言](#)」『大和総研調査季報』2011 年春季号 (Vol. 2) pp. 20-41 では、税額控除を所得税、住民税、社会保険料の順に行うこととしていたが、本レポートでは住民税からの控除を行わないものとするので、より簡素かつ迅速に給付 (還付) を行える案とした。

¹⁰ 正確には、基礎控除を 58 万円とした上で、税額控除を 4 万円とした場合。立憲民主党は扶養家族等も含め 1 人 4 万円の税額控除導入を主張しているが、本レポートでは納税者本人分のみを考慮した (朝日新聞デジタル「[いったん 4 万円給付、所得に応じて課税 給付付き税額控除の立憲案](#)」 (2025 年 9 月 26 日) 参照)。

には5万円～37万円の上乗せが行われている。

一律の税額控除を与えた場合は、税額控除額を最低税率（現在5%）で割り戻した金額だけ課税最低限が増加する¹¹。例えば、2025年現在の制度をベースに一律1万円の税額控除を与えた場合、課税最低限は、1万円/5%=20万円増加し、180万円となる。

基礎控除の税額控除化については、現行の基礎控除の特例上乗せ分（58万円超過分）のみを税額控除化する案（基礎控除額を58万円とし課税最低限との差額分を税額控除額とする案）と、基礎控除全額を税額控除化する案（基礎控除を廃止し課税最低限まで不足する分を税額控除とする案）の2ケースを設定した。

加えて、比較のため、社会保険料の還付に相当する給付の有無を設定した。

試算結果

本レポートの試算結果は、次の図表5の通りである。

課税最低限	基礎控除の税額控除化	還付の有無	財政減収額(年額・兆円)			本人年収(万円)別の家計の減税額(年額・万円)					
			所得税	給付分	計	200	300	500	600	800	1000
178万円	上乗せ分のみ (税額控除2.75万円)	なし	0.8	0.0	0.8	0.4	1.2	1.7	1.7	1.7	2.8
		あり		0.3	1.1	0.9					
	全額 (税額控除5.65万円)	なし	-0.7	0.0	-0.7	0.4	1.2	-1.3	-3.1	-7.2	-6.2
		あり		0.7	0.0	0.9					
203万円	上乗せ分のみ (税額控除4万円)	なし	1.4	0.0	1.4	0.4	2.5	3.0	3.0	3.0	4.0
		あり		0.5	1.9	2.1					
	全額 (税額控除6.9万円)	なし	-0.1	0.0	-0.1	0.4	2.5	0.0	-1.8	-6.0	-4.9
		あり		0.9	0.8	2.1					

(注1) 財政減収額のマイナスは増収を、家計の減税額のマイナスは増税を意味する。家計試算では、厚生年金・協会けんぽに加入する給与所得者とし、所得控除は基礎控除と社会保険料控除のみとした。減税額には還付（給付）も含まれる。

(注2) 2025年度税制改正を踏まえた2025年度の税収については、前掲脚注2レポートの試算を用いた。

(出所) 総務省「令和6年度市町村税課税状況等の調」をもとに大和総研作成

基礎控除の税額控除化を「上乗せ分のみ」とすれば、現行より増税となる者はほぼ生じず¹²、年収が高い者ほど減税額が大きくなる。これは、現在の基礎控除の上乗せ額が年収の増加に応じて逡減される仕組みとなっているため、年収が高い者ほど基礎控除の縮小による増税額が小さく、税額控除による減税額との差額が大きくなるためである¹³。

基礎控除の全額を税額控除化すると、限界所得税率が5%を上回る者にとっては増税になる場合があり、この部分が国にとっての増収となる。基礎控除の全額を税額控除化する案では、

¹¹ 厳密には、復興特別所得税や給与収入の増加に伴う給与所得控除額の増加などが課税最低限に影響するが、ここでは簡便化のために考慮しない。

¹² 世帯構成や所得控除の状況によっては生じることがあり得る。

¹³ 高所得者ほど減税額が大きくなる構図にすべきでないのであれば、税額控除額が所得により逡減・消失する仕組みを設ければよい。

年収が低い者は減税になるが、年収が高い者は増税となり、所得再分配が強化される。

すなわち、現在の基礎控除が逡減型所得控除となっているため、上乗せ分のみの一律の税額控除化は、財政減収規模が大きくなる一方で増税になる者が少なくなる案、全額の税額控除化は、高所得者に負担を求めることで財政減収規模を抑える案といえる。

図表 5 の家計試算の範囲では、所得税額から税額控除額を引ききれないのは「年収 200 万円」の者のみであり、「年収 200 万円」の者は社会保険料還付ありとすると減税額が上乗せされる。

また、課税最低限を 178 万円として、基礎控除全額を 5.65 万円の社会保険料還付付き税額控除とすれば、所得税の増税分と給付分がそれぞれ 0.7 兆円でありついで、財政中立となる。ただし、この案では平均程度の給与である¹⁴年収 500 万円の者にも現行比で年 1.3 万円の増税となる。

課税最低限を 203 万円として、基礎控除全額を 6.9 万円の社会保険料還付付き税額控除とする案は、所得税の増税分が 0.1 兆円にとどまる一方、給付分が 0.9 兆円となり、差し引き 0.8 兆円の財政悪化となるが、年収 500 万円の者への負担増を避けることができる。

「社会保険の壁」への影響

図表 6 は、社会保険料還付付き税額控除の導入による、社会保険加入前後の年収の者の手取り額の変化を試算したものである。

現行制度においては、年収 106 万円以上となるなど、社会保険の加入基準を上回り社会保険料を負担することとなると（将来の年金等の給付が増えることはあるとしても）手取り額が減少する「社会保険の壁」がある。

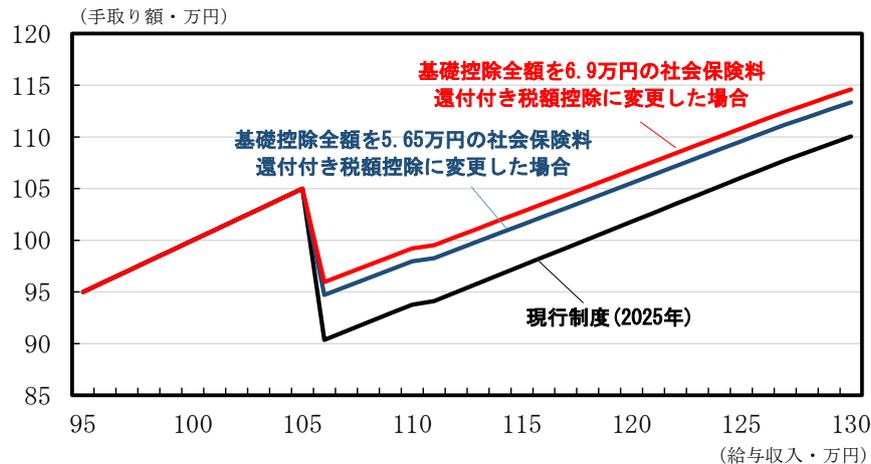
仮に、この際の実社会保険料と同額を社会保険料還付付き税額控除として還付すれば、社会保険加入による手取り額の減少は生じなくなる¹⁵。社会保険料と同額の規模でなくとも、社会保険料還付付き税額控除を導入すれば、社会保険加入による手取り額の減少は小さくなり、社会保険加入直前と同額の手取り額を得るために稼がなければならない年収はより低くなる。

現行制度においては、年収 105 万円で社会保険未加入のときと同額の手取り額を確保するためには年収 124 万円以上を得る必要がある。しかし、基礎控除全額を 5.65 万円の社会保険料還付付き税額控除とすれば年収 120 万円で、同 6.9 万円の社会保険料還付付き税額控除とすれば年収 118 万円で手取り額が回復することとなり、社会保険に加入して手取り額を増やすためのハードルは低くなる。

¹⁴ 国税庁「令和 6 年分民間給与実態統計調査」によると、1 年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は 478 万円である。

¹⁵ 是枝俊悟「[社会保険料還付つき税額控除の提言](#)」『大和総研調査季報』2011 年春季号 (Vol. 2) pp. 20-41 では、社会保険料控除を廃止し、給与所得控除を一律 100 万円とすることで、18 万円の社会保険料還付付き税額控除を行い、社会保険加入による手取り額の減少は生じなくする案を提案している。

図表 6 : 本レポートの試算結果を踏まえた社会保険加入前後の年収の者の手取り額



(注) 年収 106 万円以上となる場合に、厚生年金・協会けんぽ・雇用保険に加入するものとし、年収 105 万円以下となる場合は配偶者の扶養に入ることにより社会保険料負担はないものとした。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

4. おわりに

本レポートでは、事務負担が小さく納税者にとって分かりやすい、現役世帯を中心とした低所得者支援策として社会保険料還付付き税額控除を提案し、家計および財政への影響試算を行った。

本レポートの試算では、所得税の課税最低限を国民民主党が主張してきた 178 万円に引き上げることと同等となる、基礎控除の 5.65 万円の社会保険料還付付き税額控除化を実施した場合、所得税の増税分と給付分がそれぞれ年 0.7 兆円となり、財政中立で行えることが分かった。

社会保険料還付付き税額控除を導入すれば、制度設計によっては、比較的所得が高い者に負担を求めつつ、大きな財政負担なしに課税最低限の引上げと低所得者支援を行うことができる。また、社会保険加入時の手取り額の減少幅を小さくでき、短時間労働者の働き控への抑制と社会保険への加入推進を図ることもできる。

現在の日本の家計における税・社会保険の負担を国際比較や時系列で分析すると、低所得者の負担が重い一方、高所得者の負担は比較的軽い水準にある¹⁶。格差縮小や負担調整のための施策としても社会保険料還付付き税額控除は検討に値する。

政府や各政党において、所得税の課税最低限の引上げや給付付き税額控除の導入を議論する際には、社会保険料還付付き税額控除も選択肢に加えるべきだろう。

【以上】

¹⁶ 国際比較については、末吉孝行・吉田亮平・山口茜・小林若葉・吉井希祐・菊池慈陽「[日本が取り組むべきは『現役期』の格差是正](#)」(大和総研レポート、2025年8月25日)、時系列については、是枝俊悟・平石隆太「[平成以降の家計の税・社会保険料負担の推移](#)」『大和総研調査季報』2025年新春号 (Vol. 57) pp. 4-17 を参照。